

副本

令和3年(ネ)第588号 個人番号利用差止等請求控訴事件

控訴人 平野かおるほか75名

被控訴人 国

被控訴人第1準備書面

令和4年2月10日

大阪高等裁判所第11民事部二係 御中

被控訴人指定代理人 山崎岳志



金平浩幸



森田健一



木村公一



船木麻央



大江裕貴



瀧美帆



定光貴史



大山伊知郎



後藤田悠人



鹿 目 優 
光 永 祐 子 
白 井 智 彦 
手 塚 謙 
瀧 口 健 太 
小 林 広 生 
知 念 良 輝 
平 間 將 史 
松 本 大 介 
市 川 朝 陽 

被控訴人は、本準備書面において、控訴人らの令和3年12月1日付け準備書面1（以下「控訴人準備書面1」という。）における控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、控訴人らの求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等の使用については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例により、これらを整理したものは別紙「略称語句使用一覧表」のとおりである。

第1 控訴人らが、国家が国民に対するプロファイリングを行うことが許されるか否かを問題とする点について

1 控訴人らの求釈明の内容等

控訴人らは、被控訴人が、「憲法13条が個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利・自由を保障したものと解されること（括弧内略）からすれば、個人に関する情報が『みだりに』第三者に開示又は公表されたか否かについては、個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという観点から判断されるべきものと考えられる」と主張したこと（被控訴人の令和3年10月1日付け答弁書〔以下「控訴答弁書」という。〕第2の4(2)イ〔12ページ〕）について、「被控訴人が、憲法13条の保障するプライバシーの侵害は、個人情報の第三者への開示又は公表を前提としており、公権力が自らプロファイリングを行う場合には、プライバシー侵害が問題になることはあり得ない旨主張していると理解した上で、その反論を述べた」ものとの理解の当否について求釈明をする（控訴人準備書面1の第2の6〔5及び6ページ〕）。そして、当該理解を前提に、控訴人らは、公権力が自らプロファイリングを行う場合についてもプライバシー権の侵害が問題となる旨主張し（同第2の1ないし5〔1ないし5ページ〕）、プロファイリングの危険性を論じるものと解される（同第3

[6ないし8ページ]。

2 被控訴人は、番号制度により個人に関する情報が「みだりに」第三者へ開示等が行われないと主張しているのであって、控訴人らの理解は誤っていること（求釈明に対する回答）

被控訴人は、番号制度により個人に関する情報が「みだりに」第三者へ開示等が行われないと主張するものであり、「公権力が自らプロファイリングを行う場合には、プライバシー侵害が問題になることはあり得ない」旨主張するものではなく、控訴人らの前記1の理解は誤りである。被控訴人は、前記1において引用された「みだりに」の判断の観点、すなわち、「個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという観点」から、①個人番号自体は、個人の重要なプライバシーに係る情報を包含するものではなく、また、行政機関等が他の行政機関等から提供を受ける特定個人情報も番号利用法以外の法令又は条例に基づき、保有、利用が認められている情報に限られること（原審被告第2準備書面第3の2〔10ページ〕）、②番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令又は条例の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われていること（同第3の3〔11ないし14ページ〕）、③システム技術上又は法制度上の不備があり、そのために個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的危険が生じている事実はないこと（同第3の4〔14ないし20ページ〕）を主張しているのであり、以上に掲記した原審被告準備書面の該当箇所の記載からも明らかなどおり、番号制度における個人番号の利用が行政機関等の内部にとどまることを理由として、プライバシー権の侵害がないとは主張していない。

以上のとおり、控訴人らの前記1記載の被控訴人の主張に対する理解（被控訴人の主張が、行政機関等が個人情報を第三者に開示又は公表しない限り、プ

ライバシーの侵害の問題は生じ得ないという趣旨であるとの理解) は、誤りである。

被控訴人は、上記の原審被告準備書面記載の主張を前提とした上で、控訴答弁書第2の4(2)イ(11及び12ページ)において、原判決が個人情報が漏えいした場合の影響について判示したことは(原判決45及び46ページ)、個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという観点を踏まえたものと考えられるから、正当というべきと主張したものである。

3 「国家が国民に対するプロファイリングを行うことが許されるか否か」という問題設定は、前提において番号制度の理解を誤るものであること

控訴人らは、「公権力が自らプロファイリングを行う」ことを前提に、これをを行うことの当否が問題となると主張するようである(前記1)。

しかしながら、そもそも、番号制度は、行政機関等においてプロファイリングを行うことをその目的とするものではなく(原審被告第2準備書面第3の5(2)イ(1)〔24及び25ページ〕参照)、行政機関等がこれを行うことを前提とする控訴人らの主張は、番号制度の目的の理解を誤るものというほかない。また、番号制度の導入によって、行政機関等が法令又は条例に基づく事務の処理に不必要的情報を無限定に収集することが可能となるものではないことは既に主張したとおりである(同第3の5(2)イ(1)〔25及び26ページ〕)。

以上のことより、控訴人らの主張の前提(「公権力が自らプロファイリングを行う」こと)に誤りがあるというべきであるが、その点を一旦おき、「飽くまで抽象的な一般論」として、行政機関等が、集積・集約された個人情報によって本人が意図しない形の個人像を構築するなどの危険性はあり得ないではないものの、かかる危険性は具体的危険性ではなく、また、番号制度の導入によって、控訴人らが主張するような行政機関等によるデータマッチングやプロファイリングの危険性が高まるものでもないことは、従前から被控訴人が主張している。

いるところである（原審被告第2準備書面第6の2〔39及び40ページ〕、原審被告第7準備書面第2の2〔5及び6ページ〕）。

第2 刑事事件の捜査について

1 控訴人らの求釈明の内容

控訴人らは、①被控訴人が、番号利用「法36条の規定する刑事事件の捜査等には、令状審査の及ぶ強制処分の場面に限られ、任意捜査は含まれないと解するのか否か」、②被控訴人が、番号利用「法36条の規定する刑事事件の捜査等には、刑事訴訟法の規律が及ばない公安警察活動は含まれないと解するのか」、③「公安警察が市民の活動を日常的に監視し、しかもその情報を民間企業に提供していることを違法として訴訟提起がされている事例」について、「マイナンバーが濫用されないための手当は何か施されているのか、いないのか、あるならその規定等を示して明らかにされたい。」との求釈明をする（控訴人準備書面1の第4の2〔9及び10ページ〕）。

2 求釈明に対する回答等

(1) 前記①について

番号利用法36条の適用を受ける刑事事件の捜査（同法19条15号〔令和3年改正法55条により番号利用法19条14号が15号に改正された。〕には、任意捜査も含まれる。

この点、控訴人らは、「そもそも任意捜査に令状審査は及ばないし、収集した特定個人情報が公判に証拠として提出されていなければ、証拠能力の判断の場面において、裁判所の判断が及ぶこともない」旨主張するところ（控訴人準備書面1の第4の1〔9ページ〕）、控訴答弁書第2の6(2)ア(15及び16ページ)で述べたとおり、番号利用法9条6項（戸籍法の一部を改正する法律〔令和元年法律第17号〕附則14条により番号利用法9条5項が6項に改正された。）により、捜査機関は、提供を受けた目的を達成する

ために必要な限度で個人番号を利用できるにすぎないのであり、裁判所の令状審査が及ばないことのみをもって、検査機関が無限定に特定個人情報を収集することが可能となるかのように捉え、それを前提とすることには論理の飛躍がある。

(2) 前記②について

そもそも、控訴人らのいう「刑事訴訟法の規律の及ばない公安警察活動」が何を指すのかが判然としないことから回答することができず、また、回答の要を認めない。

(3) 前記③について

控訴人らが示す事例は判然とせず、また、回答の要を認めない。

なお、番号利用法19条15号の委任を受けて特定個人情報の提供が可能となる手続は、番号利用法施行令25条別表各号に掲げる手続に限定されており、かつ、これらの手続においては、番号利用法9条6項により、行政機関等は、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用できるにすぎない。

第3 個人番号カードの顔写真の利用によるプライバシー権侵害について

1 控訴人らの主張

控訴人らは、「マイナンバー・カードには顔写真が貼付されているが、この顔画像のデータは地方公共団体情報システム機構（略称：J-LIS）が保有している。」とし、「顔認識技術が、マイナンバーによって収集された個人情報と結びつけられれば、国による国民の徹底した監視が可能となる。」旨主張し（控訴人準備書面1の第5の1（10及び11ページ）、その例を挙げる（同第5の2（11ないし13ページ））。

2 個人番号カードの顔写真の利用によるプライバシー権侵害の具体的危険性はないこと

(1) 個人番号の利用範囲

機構が行う業務を規定する地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）22条3号は、機構の業務の一つとして番号利用法で規定する事務を行うこととしており、個人番号カードに関して機構が行う事務は番号利用法16条の2に規定されている。機構は、同条1項に基づき、個人番号カードの交付申請を受け、発行を行う主体であることから、そのために必要な範囲で顔写真データを保有・管理しているものであり、機構が顔写真データを「マイナンバーによって収集された個人情報と結びつけ」ることは法令上の根拠がなく、また、顔写真データにより個人を検索し特定することは、以上に述べた保有・管理の範囲を逸脱するものであり、許容されているものではない。

(2) 特定個人情報の提供

機構による特定個人情報の提供は、番号利用法19条各号の規定に該当する場合を除き、制限されている上に、同条13号ないし17号の規定により提供された特定個人情報については、同法9条6項の規定により、当該提供の目的を達成するために必要な限度で個人番号が利用できるにすぎない。

(3) 個人情報を保護するための措置

個人情報を保護するために各種の措置が講じられていることは、原審被告第1準備書面第2の5（27ページ以下）において主張したとおりであるところ、機構が保有・管理する顔写真データをその内容に含む個人番号カードに係る特定個人情報ファイルの取扱いについても、特定個人情報保護評議会が実施され、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置が十分にとられていると認められることについて個人情報保護委員会の審査・承認を受けることとなる（番号利用法28条。同条に規定する「行政機関の長等」には機構が含まれる〔同法2条14項〕。）。

加えて、機構は、機構処理事務（同法38条の2第1項）において取り扱

う特定個人情報その他の総務省令で定める情報の電子計算機処理等を行うに当たっては、その漏えい等の防止等のために必要な措置を講じることとされているものである（同法38条の3）。

(4) 小括

以上述べたところに照らすならば、機構が保有する顔写真データを用いて、顔認識技術と特定個人情報を結びつけることにより国民の徹底した監視が可能となるとの控訴人らの主張は、抽象的な可能性を指摘するにとどまり、具体的な危険性を指摘するものではない。

以上

別 紙

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ペー ジ	備考
番号制度	社会保障・税番号制度	原審第1準 備書面	4	
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	原審第1準 備書面	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	原審第1準 備書面	11	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	原審第1準 備書面	11	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	原審第1準 備書面	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	原審第1準 備書面	17	
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	原審第1準 備書面	18	

	(平成26年政令155号)			
機構	地方公共団体情報システム機構	原審第1準 備書面	1.8	
カード記録事項	これらの事項（被告注：氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真）その他総務省令で定める事項	原審第1準 備書面	1.9	
住基カード	住民基本台帳カード	原審第1準 備書面	2.0	
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	原審第1準 備書面	2.0	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)	原審第1準 備書面	2.1	
委員会	個人情報保護委員会	原審第1準 備書面	2.4	
行政機関の長等	行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	原審第1準 備書面	2.4	
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	原審第1準 備書面	2.7	
評価書	番号利用法27条1項の規定により、行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面	原審第1準 備書面	2.9	

個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの）	原審第1準 備書面	30	
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）	原審第1準 備書面	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	原審第1準 備書面	37	
被告第1準備書面	被告の平成28年5月19日付け第1準 備書面	原審第2準 備書面	5	
個人番号の収集等	個人番号の収集、保存、利用及び提供	原審第2準 備書面	5	
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	原審第2準 備書面	5	
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	原審第2準 備書面	5	
国賠法	国家賠償法	原審第2準 備書面	5	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める請求	原審第2準 備書面	5	
本件各請求	本件国賠請求、本件差止請求及び本件削除請求	原審第2準 備書面	5	

住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	原密第2準	8
管理、利用等	収集、管理又は利用	原密第2準	8

書面	備書面	備書面		
原告準備書面 2	原告らの平成29年2月16日付け準備書面2	原審第4準備書面	3	
被告第3準備書面	被告の平成29年2月16日付け第3準備書面	原審第4準備書面	3	
各地方公共団体の中間サーバー	地方公共団体の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となる情報の副本を保存、管理する中間サーバー	原審第4準備書面	4	
原告準備書面 1	原告らの平成28年11月15日付け準備書面1	原審第5準備書面	7	
原告準備書面 3	原告らの平成29年5月9日付け準備書面3	原審第5準備書面	7	
原告準備書面 4	原告らの平成29年6月30日付け準備書面4	原審第5準備書面	7	
被告第4準備書面	平成29年5月16日付け被告第4準備書面	原審第5準備書面	20	
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	原審第5準備書面	20	
CS	住基ネットのコミュニケーションサーバー	原審第5準備書面	27	
原告準備書面 5	原告らの平成29年10月24日付け準備書面5	原審第6準備書面	5	
原告準備書面 6	原告らの平成30年1月18日付け準備書面6	原審第6準備書面	5	
原告準備書面 7	原告らの平成30年3月1日付け準備書面7	原審第6準備書面	5	

被告第5準備書面	平成29年10月26日付け被告第5準備書面	原審第6準備書面	5	
原告準備書面8	原告らの平成30年7月11日付け準備書面8	原審第7準備書面	3	
原告準備書面9	原告らの平成30年7月11日付け準備書面9	原審第7準備書面	3	
原告準備書面10	原告らの平成30年10月11日付け準備書面10	原審第7準備書面	3	
被告第6準備書面	平成30年5月17日付け被告第6準備書面	原審第7準備書面	3	
年金機構	日本年金機構	原審第7準備書面	6	
本事案	株式会社SAY企画に委託された扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかずに他の事業者に再委託されていた事案	原審第7準備書面	6	
原告準備書面11	原告らの平成30年12月28日付け準備書面11	原審第8準備書面	3	
原告準備書面12	原告らの平成31年1月21日付け準備書面12	原審第8準備書面	3	
原告準備書面14	原告らの令和元年7月11日付け準備書面14	原審第9準備書面	3	
原告準備書面15	原告らの令和元年7月11日付け準備書面15	原審第9準備書面	3	
原告準備書面16	原告らの令和元年10月17日付け準備書面16	原審第9準備書面	3	

原告準備書面 17	原告らの令和元年10月17日付け準備書面17	原審第9準備書面	3	
税務当局に係る事案	国税当局及び地方税当局から事業者に委託された源泉徴収票等の入力業務が契約に違反して他の事業者に委託されていた事案	原審第9準備書面	11	
控訴理由書	控訴人らの令和3年5月7日付け控訴理由書	控訴答弁書	4	
原審被告第●準備書面	原審における被控訴人の準備書面	控訴答弁書	4	
令和3年改正法	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）	控訴答弁書	5	
デジタル改革関連法	デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（同第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（同第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（同第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（同第39号）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（同第40号）から成る法律群。	控訴答弁書	5	
控訴入準備書	控訴人らの令和3年12月1日付け準備書	控訴審第1	3	

面1	書面1	準備書面		
控訴答弁書	被控訴人の令和3年10月1日付け答弁書	控訴審第1 準備書面	3	